

鳥取県告示第 865 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類 ツキノワグマ
- 2 捕獲等を禁止する区域 鳥取県全域
- 3 捕獲等を禁止する期間 平成19年10月15日から平成24年3月31日まで